

自己点検シート 介護報酬編（小規模多機能型居宅介護費）

令和8年5月版

自己点検シートにおける略称は、下記のとおりです。

青……………介護報酬の解釈1 単位数表編《令和6年4月版》（発行：社会保険研究所）

大臣基準告示…厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）

利用者等告示…厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号）

点検項目	点検事項	点検結果	
定員超過利用減算	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	<input type="checkbox"/> 該当	青P544～547.662
人員基準欠如減算	従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていない	<input type="checkbox"/> 該当	通所介護費等の算定方法（H12告27十一）
短期利用居宅介護費	利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認め、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合	<input type="checkbox"/> 該当	青P662～665 大臣基準告示五十四イ～ニ
	利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めている	<input type="checkbox"/> あり	
	従業員の員数の基準を満たしている	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供が過小である場合の減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない	<input type="checkbox"/> 該当	青P664～665 大臣基準告示五十四の二
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	<input type="checkbox"/> 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底していない	<input type="checkbox"/> 該当	青P664～665 大臣基準告示五十四の三
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	高齢者虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施する担当者を置いていない	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	<input type="checkbox"/> 該当	青P664～665 大臣基準告示五十四の四
サービス提供が過小である場合の減算	通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供回数について、登録者一人あたりの平均回数が、週4回に満たない	<input type="checkbox"/> 該当	青P666～667
特別地域小規模多機能型居宅介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	<input type="checkbox"/> 該当	青P666～669
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在する事業所	<input type="checkbox"/> 該当	青P666～669
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	<input type="checkbox"/> 該当	青P666～669
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて介護支援専門員が行った生活機能アセスメント	<input type="checkbox"/> あり	青P678～680
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	<input type="checkbox"/> あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	<input type="checkbox"/> 該当	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に、介護支援専門員が同行する又は理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	<input type="checkbox"/> あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	<input type="checkbox"/> 該当	
初期加算	登録した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様とする。）	<input type="checkbox"/> 該当	青P668
認知症加算（Ⅰ）	（1）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この項目において「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあつては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあつては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	<input type="checkbox"/> 該当	青P668～669 大臣基準告示五十四の五イ・ロ 利用者等告示三十八イ・ロ
	（2）従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催している	<input type="checkbox"/> 該当	
	（3）認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している	<input type="checkbox"/> 該当	
	（4）介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症加算（Ⅱ）	認知症加算（Ⅰ）の（1）及び（2）に適合する	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症加算（Ⅲ）	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上）	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症加算（Ⅳ）	要介護2であつて周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ）	<input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	青P670～671 大臣基準告示十八
	担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供を行う	<input type="checkbox"/> 実施	
看護職員配置加算（Ⅰ）	常勤専従の看護師を1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	青P670 厚生労働大臣が定める基準（以下「施設基準」）二十九イ～ハ ※月を通じて要件を満たす
	看護職員配置加算（Ⅱ）・（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 該当	
看護職員配置加算（Ⅱ）	専従の常勤准看護師を1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	

（自己点検シート）

点検項目	点検事項	点検結果	
看護職員配置加算（Ⅲ）	看護職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	場合に算定できる
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	看護職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
看取り連携体制加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 該当	青P672～673 施設基準三十イ・ロ 利用者等告示三十九イ・ロ
	看護師により24時間連絡できる体制を確保していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、対応方針の内容を説明し同意を得ていること	<input type="checkbox"/> あり	
	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	<input type="checkbox"/> 該当	
	看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービス提供を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）	<input type="checkbox"/> 該当	
	登録者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ること	<input type="checkbox"/> あり	
	事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ること	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者等に対する随時の説明に係る同意を口頭で得た場合には、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておく	<input type="checkbox"/> 該当	
利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれない場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や家族に対する連絡状況を記載すること	<input type="checkbox"/> 該当		
死亡日を含めて前30日間が上限	<input type="checkbox"/> 該当		

点検項目	点検事項	点検結果	
	厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有に努める	<input type="checkbox"/>	該当
訪問体制強化加算	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者が2名以上	<input type="checkbox"/>	配置
	事業所における延べ訪問回数1月当たり200回以上。ただし、事業所と同一の建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち、同一建物に居住する者以外の者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、同一建物に居住する者以外の者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。	<input type="checkbox"/>	該当
総合マネジメント体制強化加算（I）	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること	<input type="checkbox"/>	該当
	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	<input type="checkbox"/>	該当
	日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること	<input type="checkbox"/>	該当
	必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	<input type="checkbox"/>	該当
	・次に掲げるいずれかに適合すること		
	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること	<input type="checkbox"/>	いずれかに適合
	障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること	<input type="checkbox"/>	
	地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	<input type="checkbox"/>	
	市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること	<input type="checkbox"/>	
			青P674～675 大臣基準告示五十五イ・ロ
			青P676～677 大臣基準告示五十六イ・ロ 百二十五イ・ロ

点検項目	点検事項	点検結果	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	<input type="checkbox"/> あり	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合	<input type="checkbox"/> 該当	青P670～671
	介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は家族との同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始	<input type="checkbox"/> 該当	老計発第0331005号・ 老振発第0331005号・ 老老発第0331018号 第2の5(8)
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介護サービス計画書に記録している	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用開始日から起算して7日以内	<input type="checkbox"/> 該当	
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当の介護支援専門員へ情報提供	<input type="checkbox"/> 利用開始時及び6月ごとに実施	
科学的介護推進体制加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 該当	青P682 老計発第0331005号・ 老振発第0331005号・ 老老発第0331018号 第2の5(15)
	利用者ごとのADL値等の情報を厚生労働省に提出	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、必要な情報を活用していること。	<input type="checkbox"/> あり	青P683 大臣基準告示五十六の二 介護報酬の解釈3 QA・法令編令和6年4月版（以下「緑」という。）P951～ 老老発0315第4号・ 老老発0329第1号
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること	<input type="checkbox"/> 該当	
	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること		
	①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保		
②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	<input type="checkbox"/> 該当		

点検項目	点検事項	点検結果	
	③介護機器の定期的な点検	<input type="checkbox"/> 該当	
	④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 介護機器を複数種類活用していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること	<input type="checkbox"/> 該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること	<input type="checkbox"/> 実施	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること ①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 介護機器を活用していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	(3) 事業年度ごとに(2)及び生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること	<input type="checkbox"/> 実施	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/> 該当	青P684～685
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/> 該当	大臣基準告示五十七イ～ハ 百二十六イ～ハ
	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のうち、介護福祉士の占める割合が7割以上である	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である	<input type="checkbox"/>	いずれかに該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>		該当
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/>		該当
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/>	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/>	該当	
	従業者総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上である	<input type="checkbox"/>	該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/>	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/>	該当	
	介護福祉士の占める割合が4割以上	<input type="checkbox"/>	いずれかに該当	
	従業者総数のうち、常勤職員の占める割合が6割以上	<input type="checkbox"/>		
	従業者総数のうち、勤続年数7年以上の職員の占める割合が3割以上である	<input type="checkbox"/>		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/>	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/>	該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		令和8年6月～厚生労働大臣が定める基準	

点検項目	点検事項	点検結果			
	<p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている</p> <p>(一) 仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。</p> <p>(二) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上</p> <p>(2) (1)の賃金改善に関する計画、実施期間及び実施方法その他の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施</p> <p>(4) 事業年度ごとに処遇改善に関する実績を市町村長に報告</p> <p>(5) 算定日が属する月の前十二月間において、各種労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない</p> <p>(6) 労働保険料の納付</p> <p>(7) 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合</p> <p>(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知</p> <p>(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知</p> <p>(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知</p> <p>(8) 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表</p> <p>(10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている</p>	<input type="checkbox"/>	該当	<p>(基準告示)五十八</p> <p>老発0315第2号 介護職員処遇改善計画書</p>	
		<input type="checkbox"/>	該当		
		<input type="checkbox"/>	該当		
		<input type="checkbox"/>	該当		
		<input type="checkbox"/>	該当		
		<input type="checkbox"/>	報告している		
		<input type="checkbox"/>	なし		
		<input type="checkbox"/>	適正に納付		
		<input type="checkbox"/>	該当		
		<input type="checkbox"/>	該当		
		<input type="checkbox"/>	該当		
		<input type="checkbox"/>	該当		
		<input type="checkbox"/>	該当		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) <input type="checkbox"/>	次に掲げる基準のいずれにも適合			介護職員処遇改善計画書	

点検項目	点検事項	点検結果
	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イに掲げる基準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当
	(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合する	
	(一) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	<input type="checkbox"/> いずれかに
	(二) ケアプランデータ連携システムを利用	<input type="checkbox"/> 該当
	(三) 連携推進法人に所属	<input type="checkbox"/>
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	次に掲げる基準のいずれにも適合	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロの(2)に掲げる基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の(1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の(1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(二)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当

自己点検シート 介護報酬編（介護予防小規模多機能型居宅介護費）

令和8年5月版

自己点検シートにおける略称は、下記のとおりです。

青……………介護報酬の解釈1 単位数表編《令和6年4月版》（発行：社会保険研究所）

大臣基準告示…厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号）

利用者等告示…厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号）

点検項目	点検事項	点検結果	
定員超過利用減算	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	<input type="checkbox"/> 該当	青P1346
人員基準欠如減算	従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていない	<input type="checkbox"/> 該当	通所介護費等の算定方法（H12告27十一）
短期利用居宅介護費	登録者が定員未満	<input type="checkbox"/> 該当	青P1346～1347
	利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が必要と認め、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービス提供に支障がないと認めた場合	<input type="checkbox"/> あり	大臣基準告示百二十四イ～ニ
	利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めている	<input type="checkbox"/> あり	
	従業員の員数の基準を満たしている	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供が過小である場合の減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない	<input type="checkbox"/> 該当	青P1347
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底していない	<input type="checkbox"/> 該当	大臣基準告示百二十三の四
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない	<input type="checkbox"/> 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底していない	<input type="checkbox"/> 該当	青P1347 大臣基準告示百二十三の五
	高齢者虐待防止のための指針を整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	高齢者虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施する担当者を置いていない	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	<input type="checkbox"/> 該当	青P1347～1348 厚生労働大臣が定める基準（基準告示）百二十三の六
サービス提供が過小である場合の減算	通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供回数について、登録者一人あたりの平均回数が、週4回に満たない場合	<input type="checkbox"/> 該当	青P1348
特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所	<input type="checkbox"/> 該当	青P1348～1349
中山間地域等に所在する事業所等が行った場合の加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在する事業所	<input type="checkbox"/> 該当	青P1348～1349
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	<input type="checkbox"/> 該当	青P1348～1349
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいて介護支援専門員が生活機能アセスメントを行う	<input type="checkbox"/> あり	青P1350～1351
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	<input type="checkbox"/> あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	<input type="checkbox"/> あり	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に、介護支援専門員が同行する又は理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	<input type="checkbox"/> あり	
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成	<input type="checkbox"/> あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月間	<input type="checkbox"/> 該当	
初期加算	登録した日から起算して30日以内（30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も同様とする。）	<input type="checkbox"/> 該当	青P1349

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	次の a～c に該当しない	<input type="checkbox"/> 該当	青P1349
	a 病院又は診療所に入院中の者		老計発第0331005号・ 老振発第0331005号・ 老老発第0331018号 第2の5(8)
	b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中 又は入所中の者		
	c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者 生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護 、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介 護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短 期利用特定施設入居者生活介護の利用中の者	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期 利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断し、医 師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合	<input type="checkbox"/> 該当	
介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者又は家 族との同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始 判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、 事業所は判断を行った医師名、日付及び留意事項等を介護サー ビス計画書に記録	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用を開始した日から起算して7日を限度	<input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入 加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 該当	青P1349 大臣基準告示十八
	担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス 提供を行う	<input type="checkbox"/> 実施	
総合マネジメント体制強 化加算（I）	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応 じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その 他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを 行っていること	<input type="checkbox"/> 該当	青P1349～1350 大臣基準告示五十六イ・ロ 百二十五イ・ロ
	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に 地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行 事や活動等に積極的に参加していること	<input type="checkbox"/> 該当	
	日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体 制を確保していること	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	<input type="checkbox"/> 該当	いずれかに適合
	・次に掲げるいずれかに適合すること	<input type="checkbox"/>	
	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること		
	障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること		
	地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		
	市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること	<input type="checkbox"/>	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	<input type="checkbox"/> あり	
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態について確認し情報を担当の介護支援専門員へ情報提供	<input type="checkbox"/> 利用開始時及び6月ごとに実施	青P1351 大臣基準告示四十二の六
	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	<input type="checkbox"/> 該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している	<input type="checkbox"/> 該当	青P1351～1352 老計発第0331005号・ 老振発第0331005号・老老発第0331018号 第2の5(15)
	必要に応じ介護予防小規模多機能型居宅介護計画を見直す等必要な情報を活用している	<input type="checkbox"/> 該当	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること	<input type="checkbox"/> 該当	青P1352 大臣基準告示百二十五の二

点検項目	点検事項	点検結果		
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/> 該当	大臣基準告示五十七イ～ハ 百二十六イ～ハ	
	次のいずれかに該当すること。 従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である	<input type="checkbox"/>		いずれかに 該当
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である	<input type="checkbox"/>		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/> 該当		
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/> 該当		
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である	<input type="checkbox"/> 該当		
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次のいずれにも適合すること。			
	1 次のいずれかに該当すること。			
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である	<input type="checkbox"/>	いずれかに 該当	
	従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上である	<input type="checkbox"/>		
	従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上である	<input type="checkbox"/>		
	2 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	<input type="checkbox"/> 該当		
	3 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	<input type="checkbox"/> 該当		
	4 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		

点検項目	点検事項	点検結果		
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		令和8年6月～	
	（１）介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている	<input type="checkbox"/> 該当		厚生労働大臣が定める基準（基準告示）百二十七
	（一）仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている	<input type="checkbox"/> 該当		
	（二）経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上	<input type="checkbox"/> 該当		
	（２）（１）の賃金改善に関する計画、実施期間及び実施方法その他の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当		
	（３）介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施上の基本給等の引上げを実施している。	<input type="checkbox"/> 該当		
	（４）事業年度ごとに処遇改善に関する実績を市町村長に報告	<input type="checkbox"/> 報告している		
	（５）算定日が属する月の前十二月間において、各種労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	<input type="checkbox"/> なし		
	（６）労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付		
	（７）次の（一）、（二）、（三）のいずれにも適合			
（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面を作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> 該当			
（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> 該当			
（三）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> 該当			
（８）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> 該当			

点検項目	点検事項	点検結果	
	(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用 その他の適切な方法により公表	<input type="checkbox"/> 該当	
	(10) サービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか を届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算 (I) 口	次に掲げる基準のいずれにも適合		
	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イに掲げる基準のいずれ にも適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合する		
	(一) 生産性向上推進体制加算(I)又は(II)を算定	<input type="checkbox"/>	いずれかに 該当
	(二) ケアプランデータ連携システムを利用	<input type="checkbox"/>	
	(三) 連携推進法人に所属	<input type="checkbox"/>	
介護職員等処遇改善加算 (II) イ	介護職員等処遇改善加算(I)イの(1)から(9)までに掲げる基 準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算 (II) 口	次に掲げる基準のいずれにも適合		
	介護職員等処遇改善加算(I)イの(1)から(9)までに掲げる基 準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員等処遇改善加算(I)口の(2)に掲げる基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算 (III)	介護職員等処遇改善加算(I)の(1)(一)及び(2)から(8)までに 掲げる基準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当	
介護職員等処遇改善加算 (IV)	介護職員等処遇改善加算(I)の(1)(一)、(2)から(6)まで、 (7)(一)から(二)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当	